



「知らなかった」では すまされない



五光社メルマガ VOL:43



早速ですが皆さん、荷役作業における
安全衛生規則の改訂内容(令和5年10月1日施行)をご存知でしょうか。

①注意すべき改正内容

■積載量2トン以上のトラックにおいて昇降設備設置の義務化

■トラックでの荷役作業時に保護帽の着用義務化

[※全項目はこちらをクリックして厚生労働省HPをご覧ください](#)

皆様はすでに対策済みかとは思われますが、

「普段使わないトラックの確認をまだしていない」

「敷地内でしかトラックを使わないので、対策してい
ない」

と、**心当たりある方**

手遅れになってからでは遅いのです。



②違反するとどうなるのか

6ヶ月以下の懲役



50万以下の罰金



どちらかが事業者に課せられる可能性が御座います。
インターネットで調べると昇降設備ばかりに
焦点が当てられていますが、
保護帽の着用も対象です。

各トラックの積載量については

車体後部に印字されている部分をご確認ください。



③ 推奨設備、装備

◆トラックの昇降設備

昇降設備の例



※昇降グリップ(手すり)がある方がより安全です

- ①地面から踏面の段差が50cm以内であること
- ②両足を置く踏面幅があること etc.

等々、何点か条件が御座います。

[詳細はこちらの3ページ目下段部分をご確認ください](#)

◆保護帽

「ヘルメット」のことです。

商品に「墜落時保護用」の記載があるかどうかを確認してください。

[詳細はこちらのURLの4ページ目に記載が御座います](#)



検定合格品には、検定合格標章が貼り付けられています。「**墜落時保護用**」の記載があることを確認しましょう。

ここに注目！
荷役作業では、「飛来落下物用」しかないものは、使ってはいけません。

④ 商品について

弊社では各昇降設備、保護帽も取り扱いが御座います。

下記、画像をクリックして頂くと紹介ページに移ります。

[各昇降設備URL①](#)



[保護帽URL②](#)



各種バリエーションが御座いますので、
弊社営業担当までご相談ください。

是非この機会に、ご確認頂ければと思います。

お問い合わせ、ご希望がございましたら五光社へご連絡下さい。

お問い合わせはこちらから



X(旧Twitter)



Youtube

X・Youtube

配信しております！

お電話でのお問い合わせは下記へ！

【TEL:042-554-0224】